

○放置違反金の納付命令

(第 51 条の 4 第 4 項)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 51 条の 4 第 4 項
処分の概要	放置違反金の納付命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 51 条の 4 第 1 項及び第 3 項
処分基準	第 51 条の 4 第 3 項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合(同条第 4 項ただし書に規定する場合を除く。)は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係
決裁区分等	交通部交通指導課長